【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出日】 2025年11月21日

【会社名】 株式会社ゆうちょ銀行

【英訳名】 JAPAN POST BANK Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

【縦覧に供する場所】

株式会社ゆうちょ銀行札幌支店

(北海道札幌市中央区北二条西四丁目3番地)

株式会社ゆうちょ銀行仙台支店

(宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番3号)

株式会社ゆうちょ銀行さいたま支店

(埼玉県さいたま市南区別所七丁目1番12号)

株式会社ゆうちょ銀行長野支店

(長野県長野市南県町1085番地4)

株式会社ゆうちょ銀行金沢支店

(石川県金沢市三社町1番1号)

株式会社ゆうちょ銀行名古屋支店

(愛知県名古屋市中区大須三丁目1番10号)

株式会社ゆうちょ銀行大阪支店

(大阪府大阪市北区梅田三丁目2番2号)

株式会社ゆうちょ銀行広島支店

(広島県広島市中区基町6番36号)

株式会社ゆうちょ銀行松山支店

(愛媛県松山市三番町三丁目5番地2)

株式会社ゆうちょ銀行熊本支店

(熊本県熊本市中央区城東町1番1号)

株式会社ゆうちょ銀行那覇支店

(沖縄県那覇市久茂地一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印の支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所で はありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所として おります。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役兼代表執行役社長 笠間貴之は、当行の第20期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)の半期報告書の記載内容が、すべての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認しました。

2 【特記事項】

半期報告書提出に当たり、当行は情報開示委員会を開催し、同報告書が適正に記載されていることを確認しました。